

4 文科初第 1174 号  
令和 4 年 8 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

#### 教育研究開発実施要項の改正について（通知）

この度、教育研究開発実施要項を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。主な改善の内容及び改正後の教育研究開発実施要項（以下「改正実施要項」という。）に関する留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 主な改善事項について

(1) 必要に応じて、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施せず  
に研究開発を行うことを認める旨の規定の新設

原則として、研究開発学校においては、学校教育法施行規則第 55 条等に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施して研究開発を行うものであるが、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に加えて、特に必要があると文部科学大臣が認めた学校についても、現行の教育課程の基準により研

究開発を行うことができることとした。【改正実施要項 1 及び 4（2）関係】

(2) 申請を行う場合の経由機関の追加

管理機関が、文部科学省に研究開発学校指定申請書を提出するに当たって経由する機関について、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体を追加することとした。【改正実施要項 2（1）関係】

(3) 研究開発の内容についての保護者及び地域住民その他の関係者への説明を求める旨の規定の新設

新規指定の申請を行う場合には、あらかじめ申請を予定している研究開発の内容について、当該学校の児童生徒等の保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うこととした。【改正実施要項 2（2）関係】

(4) 管理機関の役割及び管理機関が設ける運営指導委員会の趣旨の明確化

管理機関は、事業の進捗の管理及び研究開発学校に対する必要な支援を行うこととするとともに、当該管理機関が設ける運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等の第三者によって組織することとした。【改正実施要項 5（1）及び（3）関係】

(5) 指定の期間等の延長に関する規定の新設

① 研究の継続によってより高い研究成果が期待される場合には、最長 3 年の指定及び研究開発の委託の期間の延長を認めることができることを明確化した。【改正実施要項 6（2）及び（4）関係】

② 現行の教育課程の基準等に基づく教育課程に移行するために必要と認められる場合には、最長 1 年の指定の期間の延長を認めることができ、その際、委託経費の支出は行わないものとすることを明確化した。【改正実施要項 6（3）及び（5）関係】

(6) 教育研究開発企画評価会議の職務の明確化

教育研究開発企画評価会議の職務として、研究開発学校における研究開発の実施状況についての指導助言等が含まれることを明確化した。【改正実施要項 9（1）関係】

(7) 指定の解除に関する規定の新設

文部科学大臣は、研究開発学校における研究開発の実施が、指定の趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと認めるときは、教育研究開発企画評価会議の意見を聴いた上で、指定の解除その他の必要な措置を講ずることができることとした。併せて、文部科学大臣は、管理機関から研究開発学校に関する指定の解除の申し出があったときは、当該研究開発学校の指定の解除を行うことができることとした。【改正実施要項 10 関係】

## 2. 留意事項

- (1) 上記1.(1)に関し、「特に必要があると文部科学大臣が認めた学校についても、現行の教育課程の基準により研究開発を行うことができる」場合は、その前提として単なる指導方法の開発等のみならず、教育課程の改善に資する実証的資料を得ることができることが求められること。
- (2) 上記1.(3)に関し、
- ① 研究開発の内容についての保護者及び地域住民その他の関係者への事前の説明は、令和5年度研究開発学校指定申請書の提出に先立って行われる必要があること。
  - ② 研究開発の内容についての関係者への事前の説明については、例えば保護者会やPTAの会合での説明、学校だよりの配布などにより、当該学校に通学する児童生徒等の保護者の代表等に説明することが考えられること。また、地域住民等への説明については、例えば学校評議員への説明、学校運営協議会における協議、地域向け情報誌への掲載などにより、当該学校の通学区域に在住する住民等に説明することが考えられること。その他、学校のウェブサイトに掲載することで、広く保護者及び地域住民等に対して情報提供し、説明責任を果たすことも可能であること。
- (3) 上記1.(4)に関し、運営指導委員会は、第三者によって組織することとされていること。具体的には、教育学をはじめ関連する学問領域を専門とする大学教員、近隣の市町村教育委員会や都道府県教育委員会の指導主事、他の学校の校長又は教員等が想定されており、研究開発学校を所管する都道府県や市町村の教育委員会の指導主事等が参画することは想定されないこと。ただし、国立の研究開発学校に係る運営指導委員会にあつては、研究上特に必要がある場合には、当該研究開発学校を設置する国立大学法人が設置する大学の教育学をはじめ関連する学問領域を専門とする教員等を含めることも考えられること。

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程企画室企画係

電話：03-5253-4111（内線 2368）

E-mail：kyokyo@mext.go.jp